

大分市における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける
監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

建設工事請負契約書第10条に基づく建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

第1 特例監理技術者の配置を認めない工事

大分市が発注する工事のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 総合評価落札方式のうち、簡易型を適用する工事であるとき。
- (2) 低入札価格調査の対象工事であるとき。
- (3) その他特例監理技術者の配置を認めない工事に指定したものであるとき。

第2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件等

特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置できること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 特例監理技術者が兼任できる工事は、工事場所が大分市内のものであること。（ただし、工事場所が大分市と隣接する市の区域内にある工事については、当該工事が災害復旧工事（地震及び風水害等の自然災害に起因した工事で、工事名に災害復旧、農地復旧、護岸復旧、水路復旧等の記載がある工事をいう。）に限り兼任できるものとする。）
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- (9) 現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。
- (10) 既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。

第3 入札参加者への周知等

- (1) 入札公告において、特例監理技術者の配置を認める要件等を周知するものとする。
- (2) 大分市ホームページにより周知するものとする。

第4 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に係る手続き等

- (1) 特例監理技術者を配置する場合、落札決定後、現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

【提出書類】

- ① （別記様式1）建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の兼任届
 - ② 特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など）
 - ③ 特例監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し等）
 - ④ 特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ（CORINS）の写し等
 - ⑤ 上記第2（6）～（9）について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）
- (2) 稼働中の工事において、受注者から監理技術者から特例監理技術者へ変更の申出があった場合、上記の手続きと同様に行うこと。

第5 その他

- (1) 本取扱いについては、下請負人には適用されない。
- (2) 特例監理技術者は、現場代理人と兼務できない。
- (3) 上記以外の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付け国不建第457号）」を参照すること。
- (4) 本取扱いについては、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

第6 適用期日

令和5年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。